

市民参加実施予定シート

担当課： 建築住宅課

予定
令和6年10月1日時点

（１）市民参加の手續の実施予定について

事業 タイトル	流山市手数料条例の一部を改正	市が考える 市民等への影響	〈メリット〉 ・受益者負担の観点から手数料を公平に徴収することができる。 〈デメリット〉 ・特になし		
正式名称	流山市手数料条例の一部を改正				
概要	令和7年4月施行の建築基準法及び建築物省エネ法の改正に伴い、建築物省エネ法に係る適判手数料等の新設、建築基準法に係る確認・検査の手数料等の見直しを行うため、流山市手数料条例の改正を行うもの		上位計画 の有無	無（流山市独自）	

（２）市民参加の対象事項について ※該当する項目を黒塗り（■）

市民参加の対象事項に該当するもの（条例第5条第1項及び第4項）			市民参加の手續を実施しないもの（第5条第2項の規定）		
☐	（１）基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更		☒	（１）輕易なもの	
☒	（２）行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃		☐	（２）緊急に行わなければならないもの	
☐	（３）公共施設の設置に係る計画の策定又は変更		☐	（３）法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの	
☐	（４）市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃		実施しない詳しい理由		
☐	（５）条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		本市の1年間における建築確認申請件数は、1,000件程度であるが、その多くは民間の指定確認検査機関に申請されており、本市に申請される件数は、そのうち数件程度であり全体の1%にも満たない状況であり、本改正による市民生活への影響は非常に低い。流山市民参加条例第5条第2項第1号に規定にする輕易なものに該当することから、市民参加手續を行わない。		
☐	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合				

（３）市民参加の方法について

市民参加の方法（条例第6条第1項）						
実施方法		実施予定時期	参加が期待される市民等	関連するHPの広報ID	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期（流れ）を選択した理由
複数実施						

（４）市民参加のスケジュール（予定）

令和〇年度		令和〇年度												令和〇年度	
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月

（５）当初予定からの変更履歴 ※変更があった場合のみ記入

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由
「市民参加の手續を実施しないもの」の理由	令和6年11月28日	流山市市民参加条例第5条第2項の市民参加の手續を実施しないものの理由を見直したところ、輕易なものに該当したため			